肺がん精密検査機関の認定登録条件等

１.認定登録の条件

（１）検　査

①胸部ＣＴによる検査が自己機関で実施可能であること。

②細胞診・組織診検査

細胞診・組織診による検査が自己機関又他機関で実施可能であること。

ただし、他機関による場合は、委託契約が締結されており、検査責任者の氏名、細胞診指導医・細胞検査士・病理診断医の氏名・認定登録番号(学術団体の認定登録番号)及びその他必要事項を確認のうえ、認定するものであること。

（２）担当医師：新規申請時

①精密検査に従事する医師は、肺がん読影医師であり十分な研修歴を有すること。

〈十分な研修歴とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(肺がん検診読影)を申請前に３年間に２回以上受講した者

＊熊本県肺がん研究会の会員

＊日本呼吸器学会、日本肺癌学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本結核病学会、日本医学放射線学会いずれかの会員であるもの

＊厚生労働省の定める臨床研修病院で肺がんについて２年以上の研修等

②精密検査機関にあっては、①に該当する２名の肺がん読影医がいること。

（３）認定の期間・認定審査手数料

①認定の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定登録機関が条件を満たさなくなった場合は、認定登録を取り消すことができる。

③認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

２.遵守事項

（１）精密検査の結果は、速やかに一次検診機関に報告すること。

（２）担当医師は、更新申請までに、部会が指定する講習会等に出席すること。なお、３年間に３回は出席すること。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会(肺がん検診従事者講習会)

＊医師会が主催する生涯教育講座(呼吸器部門)

＊熊本県肺がん研究会

＊日本呼吸器学会、日本肺癌学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本結核病学会、日本医学放射線学会等

（３）認定登録条件に変更が生じたときは、速やかに報告すること。

（４）(1)から(3)の事項を遵守しないときは、認定を取り消すことができる。

３.その他

部会が精度管理のために、エックス線写真、内視鏡、細胞診及び組織診の検査等の所見を求めたときは、プライバシーに配慮して提出すること。